

報 第 43 号

令和 4 年 11 月 30 日提出

## 専決処分の報告について

熊本市学校給食費の支払督促の申立てに係る訴えの提起について、次のように専決処分したので、これを報告する。

熊本市長 大 西 一 史

## 熊本市学校給食費の支払督促の申立てに係る訴えの提起についての専決処分

- 1 相 手 方 熊本市学校給食費の滞納者
- 2 件 数 1 件
- 3 金 額 1 8 3, 5 8 6 円及びこれに対する遅延損害金
- 4 督促異議の申立日 令和 4 年 9 月 1 日
- 5 専 決 日 令和 4 年 9 月 1 5 日

## (提出理由)

学校給食費の支払督促の申立てに係る訴えの提起について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年条例第 25 号）第 4 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するものである。